

統計法施行令の一部を改正する政令案の概要

1 改正の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 16 条の規定において、基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができることとされており、その具体的な事務は、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）別表において規定されている。

法人土地・建物基本調査に関し、都道府県知事が行う事務は、現行の令別表第 2 の 9 の項に規定されているところ、令和 5 年調査から調査方法の変更を行い、法人土地・建物基本調査に関する事務は全て国が直接実施することとするため、同項を削る改正を行う。

2 今後の予定

○施行：令和 5 年 4 月 1 日